

はじめに



平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行により、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められるとともに、同年5月の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、障がいのある人や子どもへの支援が一層充実・拡大されたほか、平成30年6月の「障害者文化芸術活動推進法」の施行、令和元年6月の「読書バリアフリー法」の施行により、障がいのある人の自立及び社会参加が一層促進されるなど、法令の整備により様々な取組が進んでまいりました。

本市では、今般、国の基本指針に基づき、障害福祉サービスや障害児通所支援等の計画的な提供体制の確保や幼少期からのライフサイクル全体を通じた支援体制の整備など、障がいのある人や子どもが地域で安心して日常生活や社会生活を営むための施策を定めるとともに、手話が言語であることについての理解の促進や視覚に障がいのある人などの読書環境の整備の推進、さらには感染症対策に対する取組の推進などに関する施策を定めた「第6期北見市障がい福祉計画」を策定しました。

これらの施策については、関係機関や団体等と連携を図りながら推進するとともに、「第2期北見市障がい者計画」の基本理念であります、「すべての人が心豊かに安心して暮らせる共生社会の実現」に向けて取り組んでまいります。

最後になりますが、計画の策定にあたり、熱心にご議論をいただきました「北見市障がい者支援ネットワーク」の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました障がいのある人やそのご家族、関係団体、市民の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、本計画の推進に一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

北見市長 辻 直 孝